

申請書等の押印を見直します

主催者	砺波市総務課										
開催日時・期間	令和2年12月から順次開始します										
行事又は事業の概要	<p>【市への提出書類の押印について見直しを行います】</p> <p>1 目的 市民の負担軽減、行政サービスの効率的・効果的な提供、さらにはデジタル化への取組推進を図り、行政サービスの向上に資するもの。</p> <p>2 対象となる手続き及び書類数 市に対する全ての手続き（提出書類）を対象として、現在全庁調査を実施中であり、11月中旬までに取り纏める予定。</p> <p>3 見直し基準</p> <p>判断基準・・・<u>慣例的に求めてきた押印は、原則廃止する。</u></p> <p>○押印を求める必要性が乏しく、押印を廃止しても支障のないものは、押印を廃止（署名又は記名のみ）とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・単に事実・状況を把握することを目的とするもの・運転免許証等公的証明書証の提示等により本人確認が可能なもの・申請等の行政手続きのうち継続的に行われるもの <p>○押印廃止の例外</p> <ul style="list-style-type: none">・法令や国通知等により押印が義務づけられているもの <p>4 見直しスケジュール</p> <table><tr><td>10/12</td><td>全庁照会を実施</td></tr><tr><td>11/中旬</td><td>調査結果を基に押印を見直す様式を決定</td></tr><tr><td>12/1</td><td>第1弾「条例等に規定がないもの」開始 ※県内自治体でもいち早い開始を目指す</td></tr><tr><td>12/中旬</td><td>第2弾「条例等の改正が必要なもの」開始</td></tr><tr><td>1月以降</td><td>その他（システム改修等が必要なものなど）順次開始</td></tr></table>	10/12	全庁照会を実施	11/中旬	調査結果を基に押印を見直す様式を決定	12/1	第1弾「条例等に規定がないもの」開始 ※県内自治体でもいち早い開始を目指す	12/中旬	第2弾「条例等の改正が必要なもの」開始	1月以降	その他（システム改修等が必要なものなど）順次開始
10/12	全庁照会を実施										
11/中旬	調査結果を基に押印を見直す様式を決定										
12/1	第1弾「条例等に規定がないもの」開始 ※県内自治体でもいち早い開始を目指す										
12/中旬	第2弾「条例等の改正が必要なもの」開始										
1月以降	その他（システム改修等が必要なものなど）順次開始										
問合せ先	所属 総務課 担当者名 境 電話番号 0763-33-1111(内線211)										